経営者の皆さん、「事業承継」の準備は進んでいますか

事業承継の取組は、後継者の育成も含めると5年から10年かかると言われており、早期かつ 計画的な取組が必要です。

まずは、お取引金融機関や地域の商工会・商工会議所、顧問税理士などに相談いただき、県の 補助金などを活用しながら徐々に事業を引き継いでいくことをお勧めします。

事業承継に関する公的な相談窓口として、高知県事業承継・引継ぎ支援セン ターもありますので、お気軽にご相談ください。

■補助金のご案内 高知県 事業承継等推進事業費補助金

| 類型 | 対象 | 事業区分 | 経費区分 | 補助率および補助額 | |
|------|--------|---|--|---|--|
| - 般 | 中小企業 | ①事業承継計画策定委託 ※現在の経営者から次の後継 者への事業承継計画の策定 に限る | 事業承継計画の策定に係る経費 初期診断委託料、コンサルティング委 託料、事業承継計画の作成委託料、企 業価値の算出委託料 など | 【補助率】 補助対象経費の 2分の1以内 | |
| 枠 | 企業者など | ②M&A仲介委託 | M&Aの仲介委託に係る経費 仲介委託料、マッチングの登録手数 料、着手金 など | 【補助上限額】 | |
| 小規模枠 | 小規模事業者 | ①M&A企業評価作成委託 | 小規模事業者が行うM&Aの前段階 の企業評価と企業概要書作成に係る 経費 企業調査委託料 企業概要書作成委託料 など | 【補助率】 補助対象経費の 3分の2以内 【補助上限額】 30万円 | |

|融資のご案内 | 高知県 事業承継特別保証制度融資 (事業承継Ⅱ)

| 対象者 | 象 者 | | | | |
|------|--|--------------------|---------------|--|--|
| 対象資金 | 運転資金・設備資金 ・事業承継の相手方(売り手)の資産取得費用 ・事業承継の相手方(売り手)の株式取得費用(下記表内の②または③の場合に限る) ・事業承継に伴い発生する仲介委託費用などの諸費用 | | | | |
| 主な要件 | ・事業承継計画について、高知県事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けていること ・親族承継は対象外 | | | | |
| 償還期間 | 10年以内(据置期間3年以内)(下記②また③の場合は据置1年以内) | | | | |
| | | 保証 または 承継準備関連保証 | ③特定経営承継準備関連保証 | | |
| 貸付利子 | 限度額 | 1,000万円 | | | |
| 保証料率 | 貸付利率※1 | 2.27%以内 | | | |
| | 保証料率 | 0.11~0.34%%2 | 0.2% | | |
| | ※1:貸付利率は変動です ※2:経営状況により異なる保証料率(0.11%~0.34%)が適用されます。 | | | | |
| 申込み先 | 取扱金融機関(※)または高知県信用保証協会 ※銀行、信用金庫、信用組合の県内本支店や一部の農協 など | | | | |

○お問い合わせ

事業承継の相談窓口 高知県事業承継・引継ぎ支援センター

☎088-802-6002 ☑ kochi-center@abelia.ocn.ne.jp

記事に関するお問い合わせ 高知県商工労働部経営支援課 事業承継・診断担当

☎088-823-9697 №150401@ken.pref.kochi.lg.lp